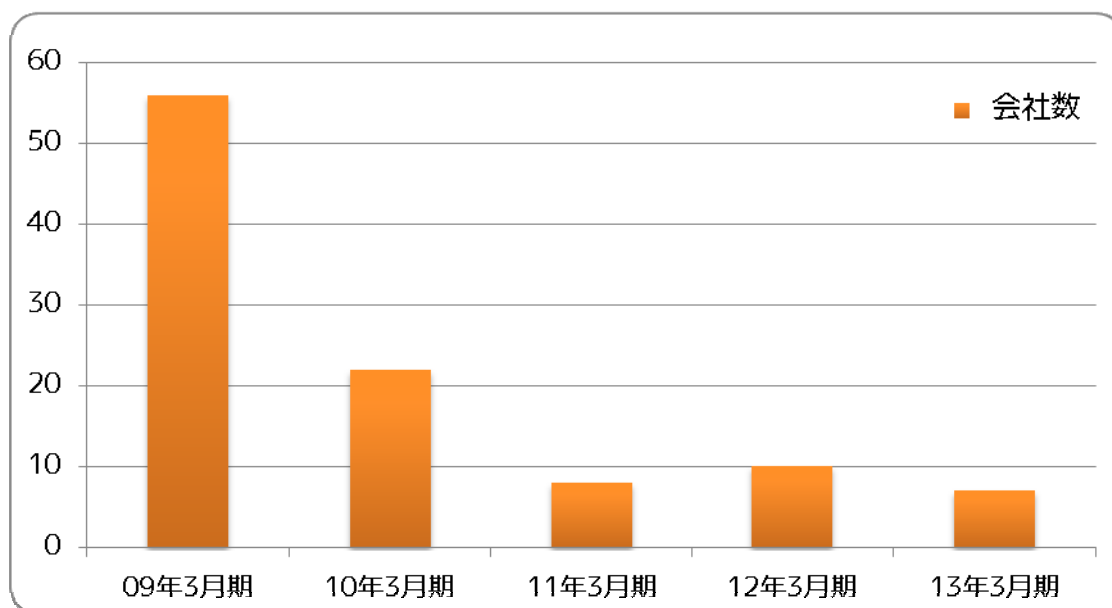


§ 2014年3月期内部統制評価 超まとめ

(トピック内部統制基準改訂) §

□「開示すべき重要な不備」の記載推移

上場会社に求められる内部統制報告書の提出は、2014年3月期が6回目の提出となります。昨年2013年3月期決算会社2,497社が提出した内部統制報告書のうち、7社が「開示すべき重要な不備がある」旨を記載していました。この、経営者が自社の内部統制が有効でない旨を報告する「開示すべき重要な不備（重要な欠陥）」記載企業は、'09年3月期56社、'10年3月期22社、'11年3月期8社、'12年3月期10社と推移しています。したがって、年々上場会社もそれを監査する監査法人も内部統制に慣れ、定着してきていると言えます。



□2011年3月30日、「財務報告に係る内部統制基準・実施基準」の改訂

3月期決算会社であれば'12年3月期の内部統制報告書から同改訂が適用となっています。改訂の趣旨は主に下記になります。

- ①財務報告に係る内部統制の評価実務に関する簡素化・明確化
- ②M&A・持分法適用会社の関連会社等の評価実務の明確化
- ③経営者評価実務に対する監査人の尊重

3点について簡単に解説しますと、①内部統制業務の定着を見て、より簡素な評価実務で

Encourage & Company

も効果を損わないとの金融庁の判断。②不明確であった事項の明確化。③'08年の適用初年度に見受けられた過度の内部統制業務とそれに対する画一的なアプローチによる監査の見直し。それらが同改訂の趣旨といえます。

また、同改訂により内部統制報告書に記載する用語が見直されました。見直されたのは③の「重要な欠陥」から「開示すべき重要な不備」のみですが、内部統制の評価結果の全パターンを下記に示します（旨以降省略）。

①	財務報告に係る内部統制は有効である旨
②	評価手続の一部が実施できなかったが、財務報告に係る内部統制は有効である旨
③	開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨
④	重要な評価手続が実施できなかったため、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できない旨

□同改訂を受けた具体的評価実務

'08年の内部統制適用初年度は、経理部を中心に内部監査室等・各現場部門・各支店等から内部統制プロジェクトメンバーが選任され、運用側の現場部門はある程度内部統制業務の知識が高く維持されていたと思います。冒頭にあるように6年経った現在は、良い意味では定着していますが、悪い意味では現場部門が無関心でも運用できてしまっているという会社も多いのではないのでしょうか。恐らく、適用初年度以後は、各社内部統制プロジェクトチームは解散し、評価については内部監査室等の業務に収斂されている場合が多いと思います。したがって同改訂は内部監査室等（評価側）の関心事であり、会社の大多数を占める現場部門（運用側）は内部統制のことは既に頭にないかもしれません。同改訂で特に現場部門（運用側）の方に強調したい点は、毎年やっている整備状況の評価（ウォークスルー）・運用状況の評価は、必ずしも毎年やる必要がない場合がある点です。下記に同改訂にあった趣旨の①財務報告に係る内部統制の評価実務に関する簡素化・明確化、について表でまとめます。

<①財務報告に係る内部統制の評価実務に関する簡素化・明確化>

簡素化項目	要件	内容	運用
全社的な内部統制の評価項目	財務報告の信頼性に特に重要な影響を及ぼす項目でないものであること	左記の旨を記録することで、前年度の運用状況の評価結果の 継続利用可	評価項目の運用状況の評価について、一定の複数会計期間内に一度の頻度で実施される（毎年やらなくていい）
	前年度の評価結果が有効であること 前年度の整備状況と重要な変更がない項目であること		
業務プロセスに係る内部統制の評価対象拠点	前年度に重要な事業拠点として評価範囲に入っており、前年度の当該拠点に係る内部統制の評価結果が有効であること	今期の業務プロセスに係る内部統制の評価対象拠点からの 除外可	評価対象拠点の売上高割合計が連結売上高の3分の2を大きく下回ることが容認される
	当該拠点の内部統制の整備状況に重要な変更がないこと		
	グループ内での中核会社でないなど特に重要な事業拠点でないこと		
統制上の要点として識別された内部統制の整備・運用状況の評価	財務報告の信頼性に特に重要な影響を及ぼすものではないこと	左記の旨を記録することで、前年度の整備・運用状況の評価結果の 継続利用可	業務プロセスに係る内部統制の整備・運用状況の評価について、一定の複数会計期間内に一度の頻度で実施される（毎年やらなくていい）
	統制上の要点として識別された内部統制のうち、前年度の評価結果が有効であること		
	前年度の整備・運用状況と重要な変更がないこと 全社的な内部統制の評価結果が有効であること		
IT全般統制の項目	財務報告の信頼性に特に重要な影響を及ぼす項目でないものであること	左記の旨を記載することで、前年度の運用状況の評価結果の 継続利用可	IT全般統制の運用状況の評価について、一定の複数会計期間内に一度の頻度で実施される（毎年やらなくていい）
	前年度の評価結果が有効であること		
	前年度の整備状況と重要な変更がない項目であること		

同改訂は3年前のことですが、内部統制業務の簡素化にインパクトがあったという認識があまりありません。既に現場部門（運用側）の関心事ではなくなっていたことに起因するかもしれません。会社の内部監査室等（評価側）は、過度に現場部門（運用側）に負担をかけていないか評価実務の棚卸をすべきでしょうし、現場部門（運用側）は完全受身の内部統制業務から脱却し、同改訂は効果的・効率的な運用へと改善するきっかけとすべきでしょう。

2014年3月20日
株式会社 Encourage&Company
堀 洋三